

令和 8 年度 第 1 回静岡県環境審議会鳥獣保護管理部会 会議録

日 時	令和 8 年 7 月 10 日（金）午後 1 時から午後 3 時まで
場 所	県庁別館 8 階第 1 会議室 B
出席者 職・氏名	委 員（敬称略、五十音順） 小杉山晃一、小南陽亮、近藤多美子、名倉光子（4 名） 特別委員（敬称略、五十音順） 金澤俊二郎、小泉透、澤井謙二、濱田禎（代理出席）（4 名） 事務局（県側出席者） 寺澤自然保護課長、大川鳥獣捕獲管理室長、小澤自然保護課長代理 自然保護・管理班 横井班長、加藤主査、堀田主査、齋藤主査、鈴木主任
議 題	・ 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定 ・ 第二種特定鳥獣管理計画（ツキノワグマ）の策定 ・ 第 5 次野生鳥獣管理対策アクションプログラムの策定
配布資料	・ 令和 8 年度第 1 回静岡県環境審議会鳥獣保護管理部会 次第 ・ 静岡県環境審議会鳥獣保護管理部会出席者名簿 ・ 諮問事項 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定 第二種特定鳥獣管理計画（ツキノワグマ）の策定 ・ 報告事項 第 5 次野生鳥獣管理対策アクションプログラムの策定

1 会議成立の確認

委員、特別委員計 12 人中 8 人の出席を確認。環境審議会条例第 6 条第 2 項に基づき、会議成立。

2 審議内容

【事務局】

ただいまから「令和 8 年度 第 1 回 静岡県環境審議会 鳥獣保護管理部会」を開催いたします。本日、議長に代わるまでの司会を務めさせていただきます、事務局 自然保護課 自然保護・管理班長の横井と申します。よろしくお願いいたします。

本日の部会では、去る 6 月 5 日の「第 1 回 静岡県環境審議会」において県から諮問され、当部会へ付託されました「狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定」及び「ツキノワグマに係る第二種特定鳥獣管理計画の策定」についてご審議をいただきたいと思います。

なお、本日の審議内容は、県の「情報公開の推進に関する要綱」に基づき「公開」となりますので、ご承知おきください。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。まず開催にあたり、自然保護課長の寺澤からご挨拶申し上げます。

【自然保護課長】

自然保護課長の寺澤でございます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

当部会でご審議いただく鳥獣保護管理に関する最近の大きな話題として、昨年の秋からこの春にかけて連日のように報道されております、全国的な市街地や人の生活圏へのツキノワグマの出没が挙げられます。昨年度は本県でも、これまで考えられなかった掛川市と菊川市の市街地での出没があり、今年度に入ってから裾野市や浜松市引佐地区の住宅地近くで目撃が発生しております。

今年度の目撃件数は本日時点で 65 件です。6 月末時点では 60 件でしたが、過去最多を記録した昨年（通年で 200 件）の 6 月時点の件数は 24 件でしたので、大幅に増加しています。

また、秋に出没が多かった年の翌春は出没が非常に多くなる傾向にありますが、秋の出没が多かった令和 5 年度の翌年の令和 6 年度の春は 49 件であり、この時点でも過去最高を更新している状況にあります。

このような状況を踏まえ、科学的かつ計画的な保護管理を行うことにより、分布拡大の抑制、人身被害の防止、農林業被害の軽減を図るとともに、県内の地域個体群を安定的に維持し、ツキノワグマとの軋轢を軽減しつつ共存することを目的とした「第二種特定鳥獣管理計画」を策定する方針です。本日はこの管理計画の策定についてご審議いただきます。

また、「狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定」についてもご審議いただき、報告事項としては「第 5 次野生鳥獣管理対策アクションプログラムの策定」についてご報告いたします。委員の皆様におかれましては、それぞれの専門的なお立場からの忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

【事務局】

ここからは「静岡県環境審議会 条例第 5 条第 4 項」の規定に基づき部会長に議事の進行をお任せいたします。部会長、よろしくお願いいたします。

【部会長】

私たちはこれまで、農山村と都市との間のネットワーク構築や、自然環境保全のために様々な提案をし、県や国と一緒に自然環境や緑地を増やす活動をしてきました。しかし、自然環境が増え、農山村と都市との間の緑のネットワークが充実することによって、野生動物との軋轢が非常に増えています。自然環境が増えて野生動物との接触が増えることは望ましいという考え方で様々な提案をしてきましたが、これだけ大きな問題があると、両立のための舵取りが非常に難しくなってきた時期だと感じています。今後とも審議会、あるいは部会の中で議論しながら、自然保護当局の様々な事業に協力していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。まず「狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定」について、事務局から説明をお願いいたします。

（１）審議事項：狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定

【事務局】

お手元の資料 9 ページからになります。

まず、県内における鳥獣保護区等の設置状況の概要です。鳥獣保護区は、鳥獣の保護を図る区域として県内 105 箇所を設置しており、区域内での狩猟は禁止されています。

「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」は、鳥獣の保護と農林業被害対策としての捕獲を両立させる区域として 4 箇所を設置しており、加害獣であるイノシシとニホンジカの狩猟は認めています。今回は、そのうち 3 箇所の再指定についてお諮りいたします。

そのほかに、銃による捕獲を禁止する「特定猟具使用禁止区域」を 105 箇所、鉛製散弾の使用を禁止する特定猟具禁止区域を 1 箇所を設置しています。

鳥獣保護区等の種類ごとに目的や指定期間などをまとめた表において、赤枠が「鳥獣保護区」、着色部分が今回諮問する「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」です。指定期間は、鳥獣保護区が原則 10 年間であるのに対し、狩猟鳥獣捕獲禁止区域は 3 年となっています。鳥獣保護区では狩猟がすべて禁止されますが、狩猟鳥獣捕獲禁止区域では、イノシシなど指定した鳥獣以外の狩猟は禁止されるものの、農林業被害を与える鳥獣を捕獲する「有害鳥獣捕獲」や「加害獣の管理」のための捕獲は、区域内でも実施可能です。指定の効果として、鳥獣の保護や静穏な環境の維持に加え、農林業被害を与える鳥獣の狩猟期における捕獲が可能となり、鳥獣保護とイノシシ・ニホンジカ対策の両立を図ることができます。

今回諮問する 3 区域については、元々は鳥獣保護区に指定していましたが、農作物の被害が多かったことから、イノシシ・ニホンジカの狩猟を可能とする「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」に、「東山口・西方」は平成 23 年に、小笠山は令和 2 年に指定替えし、前回は令和 5 年に指定を行いました。いずれも今年の 10 月末で指定期間が終了することから、継続して令和 8 年 11 月 1 日から令和 11 年 10 月 31 日までの 3 年間の再指定をお諮りするものです。

まず「東山口」と「西方」の概要です。東山口は掛川市東部に位置し、区域面積 1,350 ヘクタール。西方は掛川市北部に位置し、区域面積 193 ヘクタールであり、両地区は隣接しています。図の赤い線で囲まれた部分が東山口、黄色の線が西方の区域で、間に里山があり、周囲には森林、耕作地が広がっています。また、東山口南側には「つま恋リゾート」が所在しています。

指定の経緯ですが、イノシシ等による農作物被害を抑制するため、平成 23 年に鳥獣保護区から狩猟鳥獣捕獲禁止区域に変更し、3 年ごとに再指定をしています。地元住民からは、依然としてイノシシとニホンジカによる被害が多く、今後も狩猟による捕獲を継続したいとの再指定の要望が上がっています。

イノシシとニホンジカの年間捕獲頭数は、イノシシが有害捕獲 90 頭前後、狩猟 20 頭前後、ニホンジカが有害捕獲 20 頭前後、狩猟 10 頭前後で横ばいで推移しており、依然として被害は減少していない状況です。

被害状況としては、イノシシによる農作物被害が確認されています。区域内の里山に生息するイノシシが隣接するお茶畑などに出没するため、電気柵の設置などの防除対策、および捕獲対策が維持されています。

次に「小笠山」の概要です。袋井市東部に位置し、区域面積は 888 ヘクタールです。図の緑の線で囲まれた部分が小笠山の区域であり、周囲には森林や耕作地が広がっており、北側には小笠山総合運動公園（通称エコパ）などが所在しています。

指定の経緯は、東山口、西方と同様に、令和 2 年に鳥獣保護区から狩猟鳥獣捕獲禁止区域に変更し、令和 5 年に再指定を行いました。依然としてイノシシ等の被害が多く、再指定の要望が上がっています。

年間捕獲頭数は、イノシシが有害捕獲 10 頭前後、狩猟 10 頭前後で横ばいで推移しており、被害は減少していません。ニホンジカの有害捕獲、狩猟の実績はありません。

被害の状況は、イノシシによるお茶や農作物、タケノコの被害などが確認されています。区域内の農作物は、水稻、茶、柑橘類、タケノコ、イモ類、野菜などです。

今後のスケジュールについて説明します。6 月 5 日に環境審議会で諮問され、本日の部会での審議を経て答申をいただいた後、環境大臣への届出、10 月末までに県公報に公示を行い、11 月 1 日のイノシシ、ニホンジカの狩猟解禁に合わせて指定期間をスタートさせたいと考えております。

【部会長】

捕獲禁止区域は 3 年ごとの見直しとなるため、今回 3 つの区域が諮問されています。いずれも過去に鳥獣保護区だったものを、被害が多いことから捕獲禁止区域に切り替えた経緯があります。これらを踏まえてご議論をお願いします。

【委員】

「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」の説明の中で、「イノシシ、ニホンジカ等、加害獣の猟期での狩猟を認める区域」とあります。この「等」には他の動物も含まれるのでしょうか。資料を見る限り、イノシシとニホンジカの 2 種に限定されているようですが、地元ではハクビシンやアナグマなどの被害もあります。これらに対する狩猟などは禁止されたままなのでしょうか。

【事務局】

あくまでもイノシシとニホンジカのみが対象です。その他の有害獣につきましては、市町へ申請いただくことで有害鳥獣捕獲が可能ですので、被害がある場合は駆除できる体制になっています。ただ、猟期に「狩猟」が可能になるのは、特に被害の多いイノシシとニホンジカに限定しております。

【部会長】

許可捕獲（有害捕獲）という枠組みとは別に、この捕獲禁止区域において狩猟が認められるのは、名称の中に書かれている「イノシシとニホンジカのみ」という整理でよろしいかと思います。

結論を急ぐわけでは決してありませんが、被害状況等を見ますと、掛川と菊川に関しては被害も増えているので、このまま3年間の再指定で問題ないと思います。小笠山の方はニホンジカの被害がゼロで、イノシシも被害が減っているという現状があるのであれば、将来的に鳥獣保護区に戻すという意見が出てくる場合もあると思いますが、鳥獣保護区に戻す際の基準のようなものはありますでしょうか。

【事務局】

データ上は横ばい、あるいは捕獲実績がない状況ですが、地元からは被害があるということで要望が寄せられており、それに基づき対応しています。

もし鳥獣保護区に戻したとしても、被害が発生した場合は有害捕獲が可能です。今後、捕獲頭数だけでなく実際の被害状況も減少していき、地元から保護区への復帰要望が上がってきた段階で、鳥獣保護区への再変更を検討することになります。明確な基準はなく、あくまで地元の要望を基本として検討いたします。

【部会長】

今回は地元からの要望に基づき、3年間の再指定で進める方向で問題ないと考えます。ただ、数年後に元の鳥獣保護区に戻す議論を行う可能性も見据えておきたいという趣旨で質問しました。

【委員】

地元である袋井市（エコパ周辺）のイノシシ・シカの被害状況と意見をお伝えします。今回諮問された3地区は、昨年クマの目撃情報があつたところとほぼ一致しています。エコパ周辺は広大な茶園ですが、お茶の状況が厳しく改植が進んでいます。新しい品種に植え替えようとしてもシカにすべて食べられてしまう食害が相次いでいます。茶園が広いと電気柵の設置は困難で、機械での作業の妨げにもなるため、農家は苦慮しています。

また、イノシシが落としていくマダニによる被害も発生しており、昨日もマダニに噛まれて切開手術をしたという話を聞きました。この地域はお茶の振興地域でもありますので、現状の指定を維持していただける方がありがたいと考えます。意見として残していただきたいです。

【部会長】

特に異議や附帯意見はないようですので、諮問事項についてはこのまま3年間の再指定は妥当として審議会へ報告いたします。

(2) 審議事項：第二種特定鳥獣管理計画（ツキノワグマ）の策定

【部会長】

続いて、2つ目の議題「第二種特定鳥獣管理計画（ツキノワグマ）の策定」について、説明をお願いいたします。

【事務局】

資料は27ページ以降になります。

資料59ページをご覧ください。「第二種特定鳥獣管理計画」は「鳥獣保護管理法」に基づき、生息数が著しく増加、または生息地が拡大している鳥獣について県知事が策定できるものです。本県ではすでにニホンジカ、イノシシ、カモシカの計画を策定していますが、近年、ツキノワグマの目撃数が増加し生息地の拡大が懸念されることから、新たに策定することといたしました。計画期間は、令和9年4月から令和14年3月までの5年間です。目的は、科学的・計画的な保護管理により、分布拡大の抑制、人身被害の防止、農林業被害の軽減を図り、地域個体群を安定的に維持しながら人とツキノワグマとの軋轢を軽減し共存することです。

県内の状況と評価についてです。生息数については、令和6年度に初めて生息数の推定調査を実施し、県内全域の推定値を中央値で約540頭と推定しました。

目撃・出没等の状況です。令和5年度の全国的な大量出没以降、県内でも目撃数は高い水準で推移しています。令和7年度には統計開始以降最多となる200件を記録しました。昨年には掛川市や菊川市の市街地での出没、熱海市での錯誤捕獲など、これまでにない地域での出没も確認されています。

捕獲の状況です。本県では、過去の全国的な保護の流れの中で、平成4年度以降、クマの狩猟を自粛しています。南アルプス地域では林業被害（クマ剥ぎ）対策としての許可捕獲を行っているほか、市街地付近に出没し人身被害の恐れがある等の場合には市町が許可捕獲を実施しており、近年は年間30頭前後を捕獲しています。

被害の状況です。統計のある平成17年度以降、県内では7件の人身被害が発生しています（直近では令和3年度に2件、4年度に2件）。これらはすべてクマの生息地域でばったり遭遇したことによるもので、市街地での発生はありません。

こういった状況を踏まえ、本計画では「4つの目標」を設定します。分布域拡大の抑制、人の活動域における人身被害のゼロ、個体群の安定的な維持、農林業被害の軽減、以上4つを目標といたしまして、具体的な対策等を計画でまとめてまいります。

目標達成のための基本方針として、「順応的な管理」「保護管理ユニットでの個体群管理」「ゾーン区分管理」の3つを定め方針に沿って対策を検討し、進めてまいります。

「順応的な管理」については、令和6年度に設置した「ツキノワグマ保護・管理在り方検討会」で意見を伺いながら対策を検討し、計画案を策定してまいりました。管理を進めるにあたりましては、モニタリングにより生息動向を把握し、施策が適切であるか評価・検証を行い、状況変化等により計画を見直していく、PDCAサイクルに基づく順応的な管理を行ってまいります。

2つ目の方針といたしまして、「保護管理ユニットでの個体群管理」となります。従来の個体群は、富士川を境に、西側を南アルプス地域、東側を富士地域としておりました。本計画では、従来の個体群の区分を踏襲した2つの保護管理ユニットに加えまして、生息分布がない伊豆地域につい

ても、近年捕獲が発生していることから、3つ目の保護管理ユニットを設定し、ユニットごとに個体群管理の方針を定めてまいります。南アルプスと富土地域におきましては、「個体群の安定的な維持」と、「人との軋轢の軽減」、伊豆のユニットにつきましては、「定着の防止」を管理方針といたしまして、具体的な対策を検討し、実施してまいります。

3つ目が「ゾーンニング管理」となります。自然環境や土地の利用状況を踏まえまして、クマの生息環境の保全を図る「コア生息地」、人とクマとの軋轢を防止する「緩衝地域」、クマの進入を排除する「排除地域」、大きく分けてこの3つのゾーン区分を設定いたしまして、ゾーンごとに対策を実施してまいります。緩衝地域の中で、排除地域に近く、人の生活圏に近いところを「管理強化区域」と設定し、この管理強化区域におきましては、環境整備の強化、また、個体数の調整を目的とした捕獲の実施を検討してまいります。

次のページは、ゾーンニングのイメージとなります。ゾーンごとに個体群の管理、捕獲、環境整備、被害防止の対策を整理しております。人の生活圏の周辺におきましては、進入個体を排除する捕獲対策も必要となりますが、まずは放置果樹、生ゴミ等の誘引物の管理、また、クマが隠れることができる藪の刈り払いなど、クマを寄せ付けない環境整備が重要になると考えております。

具体的な対策について、資料46ページをご覧ください。本計画の4つの目標を達成するために、表の「施策の体系」にあります6つの柱で施策を展開してまいります。

「個体群の管理」、「生息環境の整備」、「農林業被害の防止」、「普及啓発」、「人材育成」、最後に「モニタリング」になります。

まず「個体群の管理」になります。本県におきましては、令和6年度に個体数の推定調査を実施しておりますが、これは県内では初めての調査ということになりますので、現状、どの頭数が適切か、そういった情報がまだ不足しているような状況になります。今後、推定調査を継続的に行うことによりまして、頭数の増減であったり、出沒や被害との関係から、目標個体数（適切な個体数というもの）を設定してまいりたいと考えております。ただ、現状におきましては、その設定が難しいという状況にありますので、今回策定する計画につきましては、目標個体数という位置付けではなく、各保護管理ユニットごとに「捕獲上限数」というものを設定いたしまして、その中で捕獲も含めて個体群の管理を推進してまいります。

図が「個体群管理のイメージ」となります。ユニットごとに、個体群の安定的な維持を図るために捕獲上限数を設定いたしまして、その中で狩猟、有害捕獲、個体数調整を行うことによりまして、被害発生の防止と大量出沒の予防を図ってまいります。

具体的な「捕獲上限数」は、環境省のガイドラインに基づき算出しています。南アルプスユニットは生息数中央値441頭に自然増加率12.5%を掛け年間63頭。富士ユニットは中央値に5%を掛け年間5頭に設定します。伊豆ユニットは「排除地域」のため捕獲上限は設けず、クマの侵入を確認した場合排除（捕獲）するという考えになります。

クマにつきましては、近年やはり年度ごとの出沒の状況であったり、被害の状況も大きく変わるということがございます。ですので、捕獲上限の運用につきましては、3年間の中で柔軟に運用してまいりたいと考えております。また、その3年間の運用の中でモニタリングも行いますので、モニタリングの結果次第では捕獲上限を見直すことも含めて運用してまいります。

また、平成4年から継続してきた「狩猟の自粛要請」について、令和9年度から自粛を要請しない扱いといたします。これは捕獲数を増やすことが目的ではなく、銃による狩猟を通じて、人と野生動物（クマ）との「緊張関係を再構築する」ことを趣旨としています。なお、法律上、クマの罠

による狩猟は禁止されているため、銃による狩猟のみが前提となります。

「許可捕獲の実施」については、環境省ガイドラインで定義された「問題個体（生活圏に侵入・定着した個体、人身・農林業被害を発生させる個体）」はすべてのゾーンで捕獲を認めます。また、生活圏に近い「管理強化区域」や「伊豆ユニット（排除地域）」では、個体数調整目的の許可捕獲も認める方針です。

「錯誤捕獲の防止」についてです。近年、シカ等を捕獲するための罠での錯誤捕獲が増加しています。法ルールに基づき原則放獣としますが、興奮状態にある場合や、放獣先（奥山等）の選定・安全な搬送が困難な場合は、人身被害防止のため許可捕獲による捕殺を認める方針です。また、くくり罠の直径制限の遵守やクマがかかりにくいわなの効果検証等も進めます。

2つ目の施策である「生息環境の整備」です。コア生息地では針広混交林化の推進やシカの管理強化を行い生息環境の保全を図るとともに、人の生活圏周辺では、人の生活圏付近への定着や人馴れを防止するため、藪の刈り払い、人家周辺の養蜂・放置果樹・生ゴミ等の誘引物管理を市町と連携して対策を進めます。

3つ目の施策である「農林業被害の防止」です。林業のクマ剥ぎ被害に対しては電気柵等の防除を行うとともに、軽減されない場合は有害捕獲を実施しています。農業被害は現在被害額としては把握されていませんが、柿の食害等は発生しており、今後、被害が拡大してくることも懸念をされておりますので、市町、団体等を通じて予防対策の啓発を進めます。

4つ目の施策である「普及啓発」です。現在も、県のホームページ等でクマの出没マップを公開をして、注意喚起を促しているところがございます。また、業務で山林に入られる方に向けては、会報紙であったり、研修会等を通じて注意喚起をしているところです。また、次世代を担う子ども世代への環境教育の推進ということで、環境教育を通じまして、子ども世代への正しい知識の普及と人とクマとの共存を考える機会を創出してまいりたいと考えております。

5つ目の施策である「人材育成」です。県や市町における専門知識を持つ職員の不足、ハンターの捕獲技術の継承不足といった課題に対応するため、研修等を通じて人材育成を図ります。

6つ目の施策である「モニタリング」です。目撃・捕獲情報の収集、DNA 試料の採取に加え、今年度から堅果類（ドングリ等）の豊凶調査を実施します。生息情報の少ない伊豆地域などではカメラモニタリングを実施します。生息頭数の推定調査は計画期間の5年間で2回予定しており、令和10年度には環境省の全国調査（中部地域）と連携し、令和11～12年度には県独自で生息数の推計調査の実施を予定しています。

最後に「実行体制」と「広域連携」です。本計画の実行につきましては、県、市町、警察、また狩猟団体等と連携し計画の推進を図ってまいりたいと考えております。県については、計画の策定や対策の検証、また生息実態の把握、情報発信、出没に関しましては、主には出没対応は市町で行うものと考えておりますが、市町の支援、また捕獲許可を県の役割として行ってまいります。市町については、やはり出没対応、また、クマを出没させない環境整備は、市町を中心に進めていく必要があると考えています。

また、狩猟団体・狩猟者につきましては、「第二種特定鳥獣管理計画」の必要性等を理解していただいた上で、県・市町の取り組みについて、ご協力いただきたいと考えております。

広域連携について、ツキノワグマの行動圏がかなり広いということで環境省でも、広域的な管理を推進がされているところです。環境省では、今年度から各地方環境局に「クマ対策専門官」という職を配置をしております。環境省主導のもとで、近隣県との「広域連携」というものを進めて

おりますので、環境省とも歩調を合わせて、広域的な連携も図ってまいりたいと考えております。

【部会長】

それでは、2つ目の議題「第二種特定鳥獣管理計画（ツキノワグマ）の策定」について、議論をお願いいたします。

【委員】

他県では人命に関わる重大事態が発生しており、静岡県でも都市部周辺での目撃が増えている状況を見ると油断できません。人命に関わる事態を防ぐためにできる限りの対策は必要だと思います。その上で、「緊張関係の再構築」のために狩猟の自粛要請を解除することですが、県内では平成4年から長期間自粛が続いており、現在活動されているハンターの中にクマの銃猟を経験された方はほとんどいないのではないかと思います。シカやイノシシとは異なる、クマ猟の技術やノウハウの継承・現状についてどのように把握されていますか。

【事務局】

ご指摘の通り、長年の狩猟自粛により、県内でクマの銃猟を経験されているハンターはほぼいらっしゃらないのが現状です。今年2月に、岩手県のマタギの方を講師にお招きして研修を実施いたしました。猟期（冬期）はクマが冬眠に入っているため、自粛を解除してもすぐに狙って捕獲できるようになるわけではありませんが、こうした研修を今後も継続して経験を積んでいただく環境を整えてまいります。

【委員】

私は50年ほど狩猟をしています。県内でクマに遭遇したことは一度もありません。近年の出没増加の要因は、やはり里山の荒廃により人家と山が近接してしまったこと、動物たちがエサの味を覚えたことなどにあると思います。イノシシも以前は奥山にいましたが、今では茶園に定着しているような感じです。ハンターの立場からすると、撃つ際にクマの狙うところはイノシシやシカと大きく変わらないと思いますが、撃ち損じて半矢（はんや）にすれば逆襲してくるため、そういったことも考慮して捕獲をする必要があると思います。

また、森林環境税がありますが、こういったものも活用して里山の整備なども進めてもらいたいと思います。

【事務局】

市街地に出没するいわゆる「アーバンクマ」について、昨秋の多発は東北地方を中心とした堅果類の凶作が要因であったと思います。エサが少ないということで、エサを求めて市街地近くまで下りてくると。こういうことが続くと、市街地近くでエサがあればそこに定着してしまって、子グマはその近くで生まれて、逆にその本来の生息地である深い山を知らないような個体も現実的に少し出てきているんじゃないかと思います。静岡県の場合は、まだそこまでの状況ではありませんが、エサがなければ市街地まで、うろうろしているうちに出てきてしまう個体が今後いつ出てくるかわからないと考えています。

今後、東北のような事態に備えて、ゾーニング管理の中で排除すべきところは排除するという考

えを取り入れ、積極的に捕獲するというわけではありませんが問題を起こすような個体は排除していくという方向で考えていきたいということで、このような計画の策定になっております。

【部会長】

本計画が動き出したら、予算なども含め色々な問題が出てくると思うので心配している部分もありますが実行されていくことを期待しています。

確認ですが、捕獲（駆除）された個体のその後の取り扱いはどのようにになりますか。シカやイノシシのように埋設処分が中心になるのでしょうか。

【事務局】

クマの場合は、主に大学等の研究機関へ学術研究用サンプルとして提供します。また、利活用として、捕獲者が食肉として自家消費されるケースもあります。

ジビエとして流通させるような状況ではありませんが、秋に捕獲された個体は捕獲者の方で自家消費されたりしているのが現状だと思います。

あとは県で歯と肉片のサンプルをとって年齢査定と遺伝解析をしています。

【部会長】

推定個体数について、例えば南アルプス地域の「推定生息頭数 441 頭」から「捕獲上限数 63 頭」という具体的な数字が算出されています。元の推定生息数自体にかなりの幅がある中で、具体的な数字が一人歩きするという問題はありませんか。

【事務局】

ご指摘の通り、生息数の推定値には大きな推定幅があります。南アルプスの「441 頭」はあくまでデータの中央値であります。逆に推定した計算値だからこそ数値的に細かい数字まで出てきているということになります。

現在、各県まちまちで行っている調査ですが、今後、環境省で統一的な手法により全国の個体数推計を行っていくことになっています。静岡県でも環境省と同じ手法で調査をしておりますが、今後も継続的に調査を行うことで推定数や捕獲上限数の見直しをしていくことになります。それが順応的管理ということで、計画を立てて、調査結果に基づいて見直しをしながら施策を進めてまいります。予算については、環境省交付金を最大限活用し、県として十分な予算を確保して対応していきたいと考えています。

【部会長】

あいまいな数字ながらも、モニタリングを重ねながら柔軟に見直すということで、よろしくお願いいたします。

【委員】

ゾーニングについて質問です。コア生息地、緩衝地域、排除地域の具体的な線引きはいつ示されるのでしょうか。

【事務局】

3つのゾーンは、地図上に完全に線を引いて色分けするものではなく、あくまで概念的な区分です。ただし、緩衝地域の中の「管理強化区域」については、県と市町で個別に協議し、対策を集中的に行うために明確な区域設定を行います。イメージで言いますと、排除地域は人が生活しているような地域、コア生息地は奥山、その間が緩衝地域になります。ここは明確に線引きをすることができるものではありませんので概念的なものになります。

【委員】

実効性を担保するためには、地形や野生動物の動き、市町の境界、植生などを考慮した、ある程度具体的な境界の目安が議論されているべきではないかと思いますが、その経緯はいかがでしょうか。

【事務局】

ゾーニング管理については、在り方検討会でも議論を重ねましたが、線引きをしてしまうと、実際の対応時にその枠組みに縛られて身動きが取れなくなるという意見があり概念的な整理としました。

県レベルのゾーニング管理ですと、概念的なものにとどまってしまうというところで、環境省で、市町村レベルのゾーニング管理計画の策定を進めようという動きがあります。ベースは県のゾーニングの概念になりますが、市町村レベルのゾーニング管理計画を進める中で、地域レベルで線引きがされた計画が出てくるものと考えています。

【委員】

やはり、実効性を考えた時には、どうしても線引きがないと、いざというときに対応できないと思いますので意見として発言しました。

「伊豆地域への定着防止・排除」の方針については同意しますが、「なぜ伊豆には定着させないのか」という理由が、計画内でもう少し記載されていても良いのではないかと思います。

【事務局】

資料 33 ページの背景に記載しておりますとおり、昭和初期から約 100 年間、伊豆半島での確実な生息情報は確認されておらず、長年クマが絶滅していた地域という認識になりますので、いま恒常的に生息していないところには広げないという考えになります。

野生動物ですから、広がっていくものを止めるのかということも考え方としてはあるかもしれませんが、伊豆については観光地であり、山間部での観光ということもあって、地元の市町からは、やはりクマがいてもらっては困るというような声が非常に大きいのが実情です。

【委員】

伊豆は山が連なっていて広大な自然があり、一旦そこに入った個体を徹底的に排除するには、相当な体制も必要なので実行していくには相当大変だと思います。

【事務局】

考え方として排除ということですが、徹底的に排除していくことを現実的にできるかというところ、おっしゃるとおり難しいと考えております。

ですので、通り道となるようなところでカメラを設置して調査していくなど、状況を確認しながら対策を考えていくことになろうかと思っております。

伊豆地域に侵入した個体を駆除するという現実的な体制もございませんので、そこはあくまで考え方ということで、今後もモニタリング等で確認をしていきたいと思っております。

【委員】

一般の方の関心は、「身近な生活圏や都市部周辺にクマが出てくるか」にあると思っております。出没頻度の低いエリアにおけるモニタリングはどのようにやれるのか教えてください。

【事務局】

令和6年度に実施したカメラを設置して推定個体数を算出する調査は、生息密度が高い地域でしかできないため、生息密度が低い人の生活圏に近いエリアのモニタリングは、入ってきた場所にカメラをつけて再侵入があるかとか、もしくは目撃情報の収集をしてどの地域でどれくらい出没数が増減しているか、そういったモニタリングになります。

【委員】

生息の密度が低い地域での出没が増えてきているという中で、管理計画の中で、どのような位置づけでどういう風に対策していくかというところが、少し見えにくいかなと思ったのでお伺いしました。

もう一つ気になるのは、まだモニタリング始めたばかりということだったので、今後情報収集していくのかと思いますが、今設定されているユニットがすごく粗いので、そのユニットでどういう風に管理していくんだらうというのが、自分としては少し不安があります。

【事務局】

ユニットにつきましては、従来のクマの活動域であったり、遺伝的な分化という点で設定しております。どこまで細分化するかという議論もありますが、細分化すればするほど管理が複雑化していくということもあります。現状は、従来から設定されており、遺伝的な分化もある富士川を境としたユニット管理、プラス伊豆地域ということで考えております。

【委員】

市街地など、銃が使用できないエリアにクマが出没・立てこもった場合の連携、体制の構築は進んでいるのか教えてください。

【事務局】

令和7年9月に「緊急銃猟制度」が施行され、市街地でも市町の判断で安全を確保した上で発砲・捕獲できる制度ができました。県としては、各市町にマニュアルを整備していただきたいということでマニュアルの雛形を作成し配布したり、説明会も開催しました。また、人事異動もあるため年

度替わりの4月早々に研修会も開催しました。あと、警察でも、県警主体で訓練をやっていただいたり、地域レベルでも、市町と警察、猟友会の方々などの関係者が連携をして訓練をするということもあります。

また、環境省の交付金を活用して必要な資機材等の整備に係る費用の助成なども行っており、体制もできつつあると思いますが、まだ実際に緊急銃猟を実施されたことが県内ではありませんので、これは経験してみないとというところもございます。

【委員】

緊急銃猟の制度があっても、どうしても銃が使えないケースもあるみたいで、そういう場合は、他県の場合は「麻酔」でとりあえず抑えるということもありますが、その麻酔を使うという準備されているのでしょうか。

【事務局】

錯誤捕獲があったときに麻酔でやりますが、やはり麻酔を撃てる方は少ないというのが現状です。

県の職員でも森林・林業研究センターで麻酔ができる職員がおりますが、数が少ないですから、すぐに行けるかという課題はあると思います。

【事務局】

麻酔銃猟については、例えば秋田県では職員で育成をやっていますが、他の大多数の都道府県については、やはり専門事業者、特にクマの対応は難易度が高いということで、専門事業者に頼っている状況にありますので、本県も基本的には事案発生したときは、専門事業者に依頼して対応していただくということになると思います。

緊急銃猟に関しては、各市町でハンターを事前に登録して対応できるようにしています。

【委員】

この管理計画の中でほとんど触れられていない、ただ、関係する分野では非常に大きな問題になりつつあるということについて情報提供させていただきたいと思います。

ご存知のように、緊急銃猟を含む対策が講じられるようになってきて、これは基本的には、住んでいる方、住民の方の安全と安心を確保するための方策ということで進んできたわけですが、一方で、この管理計画の中で指定されるであろう、コア生息地、それから緩衝地域に、日常的に業務で入る、仕事に入る人の安全確保をどういう風にするか、ということが問題になりつつあります。

昨年9月には林野庁から各都道府県宛てに林業従事者の安全確保に関する、それから11月には全国の林業関係団体に対して林野庁が林業従事者の安全確保に関する、というような通知を出しております。そして、昨年11月に、関係閣僚会議が「クマ対策パッケージ」というものを公表しまして、このほとんどは住民対策であったわけですが、林野庁からはやはり林業従事者の安全確保に関するということでコメントが寄せられるようになっていきます。

こうした事態がだんだん高じてきて、今、環境省では「鳥獣保護管理事業に関する基本指針」、これは県が作る事業計画の基本指針になるものですが、これを今パブリックコメントにかけており、県から、こうしたクマ生息地に業務として日常的に立ち入る人たちの安全を確保するために、猟銃を所持するものに同行を求めて、危険を察知した場合には捕獲する（危険を排除する）ということ

があつていいのではないかというような強いコメントが寄せられ、この基本指針の中に盛り込まれることになっています。

現在そうした事態が発生していないからというのではなくて、やはり「リスク管理」という視点で、静岡県も、例えば林業従事者、それから送電線の保守管理をする人たちの安全を確保するために、猟銃を所持する人の同行を求めて、危険の場合には発砲、捕獲をする（危険を排除する）というような申し入れがあつた場合、どういう風にするかということを、この段階で検討しておく必要があるのではないかという風に考えています。

【事務局】

貴重な情報提供をありがとうございます。

実際に県内でも、設計や測量の事業者からハンターの同行について相談を受けるケースが増えております。現行の銃刀法および鳥獣保護管理法のルールでは、こうした形での銃の携帯や発砲は認められていません。

しかし、環境省の基本的な指針が改正をされている中で、県のルールとなる事業計画も、環境省の指針に基づいて策定をしておりますので、環境省の動きを見ながら、そういったことも検討してまいりたいと考えております。

【事務局】

今後のスケジュールについて補足いたします（資料 70 ページ）。

今回いただいたご意見や、並行して開催している「あり方検討会」での議論を踏まえ、7月から11月にかけて関係機関との調整及びパブリックコメントの実施を予定しております。

これらを経て、11月または12月に開催予定の本部会にて修正案をお諮りし、令和9年1月の環境審議会において答申をいただく予定です。その後、環境大臣への報告を行い、令和9年3月に計画を策定・公表いたします。

【事務局】

先ほど委員からご意見をいただきました「森林環境税」についてですが、国が税をいただいでいて、「森林環境譲与税」として各市町村に配分されます。県では、県税である「森林（もり）づくり県民税」を「森の力再生事業」という事業に充てています。

この「森の力再生事業」は、スギ・ヒノキの人工林を「針広混交林」といって、広葉樹の混ざった林、要はクマのエサとなるような広葉樹も増やしていこうという事業に、税金ををいただいで整備しているような状況です。そういう趣旨で、県全体的に森林、特に奥山の整備を県で実施しています。

国の森林環境譲与税につきましては、市町村が主体的にやる事業になりますので、里山の整備ですとか、そういったところに充てられるということで住み分けをしています。

今後このクマの対策に密接に関わるような事業かと思っていますので、クマの出没があるような市町につきましては、森林環境譲与税等も使って対策をしていただくような働きかけも、今後はあり得るのかと考えております。

【部会長】

ありがとうございます。今回の審議では、非常に重要なご意見を多数いただきました。次回の12月の部会においては改めて議論していきたいと思います。

(3) 審議事項：第5次野生鳥獣管理対策アクションプログラムの策定

【部会長】

最後に、報告事項「第5次野生鳥獣管理対策アクションプログラムの策定」について説明をお願いします。

【事務局】

資料の最終ページ（71 ページ）をご覧ください。

県では、ニホンジカやイノシシ等による生態系への影響や農林水産業への被害が深刻化していることから、人と野生動物の共存を目指し、副知事を本部長とする部局横断の組織「静岡県鳥獣管理対策推進本部」を設置しています。くらし環境部、経済産業部、健康福祉部などが連携し、個体数管理（捕獲）、ジビエの利活用、電気柵等の侵入防止、生息環境の整備などの各種対策を総合的に進めています。

その本部会議におきまして、昨年度、令和7年度から10年度の県総合計画の策定に伴いまして、「第5次野生鳥獣管理対策アクションプログラム」というのを策定いたしまして、対策の推進を図っています。

このプログラムにおきましては、人と野生鳥獣が共存する社会を構築するということを長期目標で設定いたしまして、短期的には、捕獲や侵入防止対策を重点的に取り組むということで、被害軽減と人身被害を防止するということになっております。

具体的な目標設定については、3つ設定してございまして、1つ目としては、生態系への影響軽減として、伊豆、富士のニホンジカの生息頭数を令和6年度の32,700頭から、令和10年度に7,000頭へ削減するというのが1つ。

2つ目としては、農林水産業の被害額を、令和6年度の2億8,200万円から、令和10年度には2億5,800万円へ軽減するという被害目標。

3つ目として、新たに設けられた目標で、ツキノワグマによる人身被害の防止として、人の活動域における人身被害発生件数を「ゼロ」とすること。

この3つの短期目標を設定してございます。環境審議会におきまして、ご審議いただいている特定鳥獣管理計画の内容は、このアクションプログラムの目標とか活動の根拠となっておりますので、この場を借りましてご報告をさせていただいたという形になります。

【部会長】

特に意見もないようですので、報告事項を終了いたします。すべての議題が終了しましたので、進行を事務局へお返しします。熱心なご審議をありがとうございました。

【事務局】

長時間ご審議をいただき誠にありがとうございました。

本日結論をいただきました議題1「狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定」については、次回の本審議会へ報告するための準備を進めさせていただきます。

最後になりますが、平成28年より長年にわたり当部会の委員を務めていただきました●●委員が、今月末（7月31日）をもちましてご退任となります。●●委員より一言ご挨拶をいただきます。

【委員】

お時間をいただきありがとうございます。

10年前にこのお仕事をお引き受けした当初は、在来種の保護や外来種対策など、比較的穏やかな議論が中心でした。しかし今日のように「人の命をどう守るか」という切実なテーマを審議するようになり、この10年間で野生鳥獣を取り巻く環境は大きく変わったと実感しています。

専門家として十分なお役には立てませんでしたが、皆様の深い知見に触れることができ、大変勉強になりました。ここで得た学びを、多くの農業者の皆様へ伝えることができたことも私にとって大きな財産です。

これからも解決の難しい問題が続くかと思いますが、皆様の今後のご健闘と部会の発展をお祈り申し上げます。本当にありがとうございました。

【事務局】

委員におかれましては、長きにわたり静岡県環境行政に多大なご貢献をいただき、職員一同、心より感謝申し上げます。本日も現場の声を反映した貴重なご意見をいただきました。委員の豊かなご経験と深い知見は、当部会の議論を常に深めてくださいました。今後のご健勝とご活躍をお祈り申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、令和8年度 第1回 静岡県環境審議会 鳥獣保護管理部会を閉会いたします。委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。